

**共同生活援助(包括型)**

※各事業について点検し、結果欄は、ドロップダウンリストから当てはまるものを選択してください(指定を受けていない事業は選択不要。)

主眼事項	着眼点	結果
運営に関する基準 (指定共同生活援助) 1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適
	(2) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	適
2 受給資格の確認	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適
3 心身の状況等の把握	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適
4 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適
	(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適
5 サービスの提供の記録	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	適
	(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	適

主眼事項	着眼点	結果
6 入退居	(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。	適
	(2) 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	適
	(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	適
	(4) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	該当なし
7 利用者負担額等の受領	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	該当なし
	(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適
	(3) 指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。	適
	① 食材料費	
	② 家賃(利用者に代わり補給給付の支払を受ける場合は、その額を控除すること。)	
	③ 光熱水費	
	④ 日用品費	適
⑤ ①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	適	
(4) 指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適	
(5) 指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適	

主眼事項	着眼点	結果
8 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>
9 共同生活援助計画の作成等	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画(共同生活援助計画)の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議(＝利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を召集して行う会議)を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>
10 サービス管理責任者の責務	<p>サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>

主眼事項	着眼点	結果
11 介護及び家事等	(1)介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適
	(2)調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者から従業員が共同で行うよう努めているか。	適
	(3)指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業員以外の者による家事等を受けさせていないか。	適
12 緊急時等の対応	従業員は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適
13 運営規程	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。	
	①事業の目的及び運営の方針	適
	②従業員の職種、員数及び職務の内容	適
	③入居定員	適
	④指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	適
	⑤入居に当たっての留意事項	適
	⑥緊急時等における対応方法	適
	⑦非常災害対策	適
	⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	適
	⑨虐待の防止のための措置に関する事項(虐待防止委員会の設置に関する事項)	適
⑩その他運営に関する重要事項	適	
14 勤務体制の確保等	(1)指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めてあるか。	適
	(2)(1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。	適
	(3)指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。)	適
	(4)指定共同生活援助事業者は(3)のただし書により指定共同生活援助にかかる生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	該当なし
	(5)指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	否
	(6)指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適
15 業務継続計画の策定	(1)指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(令和6年3月31日までの経過措置あり)	否
	(2)指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。(令和6年3月31日までの経過措置あり)	否
	(3)指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。(令和6年3月31日までの経過措置あり)	否
16 定員の遵守	指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	適
17 非常災害対策	(1)指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	適
	(2)指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適
	(3)指定共同生活援助事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適

主眼事項	着眼点	結果
18 衛生管理等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する施設及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。(令和6年3月31日までの経過措置あり)</p> <p>② 指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。(令和6年3月31日までの経過措置あり)</p> <p>③ 指定共同生活援助事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。(令和6年3月31日までの経過措置あり)</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>
19 掲示	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	<p>適</p>
20 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>否</p>
21 秘密保持等	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>
22 情報の提供等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>適</p> <p>適</p>
23 苦情解決	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>

主眼事項	着眼点	結果
	(6) 指定共同生活援助事業者は、知事、市町又は市町長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、市町又は市町長に報告しているか。	適
	(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適
24 事故発生時の対応	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適
	(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適
	(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適
25 虐待の防止	指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。	適
	①当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	
	②当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しているか。	
	③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	
26 会計の区分	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適

主眼事項	着眼点	結果
27 記録の整備	(1) 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適
	(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。	適
	① 共同生活援助計画	
	② サービスの提供の記録	適
	③ 支給決定障害者に関する市町への通知に係る記録	適
	④ 身体拘束等の記録	該当なし
	⑤ 苦情の内容等の記録	適
⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	該当なし	
変更の届出	指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	適
	①事業所の名称及び所在地	
	②事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名	適
	③事業者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	適
	④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	適
	⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者	適
	⑥運営規程	適
	⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容)	適
	⑧運営に関する基準26における関係機関との連携その他適切な支援体制の概要	適
⑨事業者の役員の氏名、住所	適	
再開の届出	指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、その旨を知事に届け出ているか。	該当なし
廃止、休止又は再開の届出	指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までにその旨を知事に届け出ているか。	該当なし